

締約国に関する情報 G T	グアテマラ	附属書 B 1 G T
	一般情報	
国内官庁の名称	Registry of Intellectual Property (知的財産登録局 (グアテマラ))	
所在地	7a. Avenida 7-61 zona 4, primer nivel, Guatemala Ciudad, 01004, Guatemala	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(502) 232 470 70 内線105	
電子メール	rvaldes@rpi. gov. gt mmoreira@rpi. gov. gt ccastaneda@rpi. gov. gt	
インターネット	http://www. rpi. gov. gt	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
グアテマラの国民及び居住者のための管轄受理官庁 <sup>2</sup>	WIPO国際事務局	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	制限しない	
グアテマラが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 <sup>3</sup>	知的財産登録局 (グアテマラ)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許, 実用新案	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する附属書Cを参照されたい。

3 対応する国内段階を参照されたい。

G T	グアテマラ (続き)	G T
国内官庁が認める手数料の支払方法	受理官庁として：国内官庁は受理官庁としての機能を，受理官庁としての国際事務局に委託している。詳細情報は附属書C (I B) を参照されたい。 指定官庁として：Banco de Desarrolloの窓口にて現金で，又は銀行のオンラインバンクシステムを通じて預金する	
国際型調査に関するグアテマラの規定 (PCT第15条)	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
グアテマラが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
グアテマラが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。PCT第22条又は第39条(1) に基づく期間内に要件が満たされない場合，管轄官庁は通知の日から3か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ り (附属書L参照)	